

訪問看護料金(医療保険)

訪問看護利用料はそれぞれの保険の種類に応じた負担割合となります。(下記料金の1～3割負担です)医療保険料は法定利用料に基づく金額です。法定利用料が改定される場合は、この料金も自動的に改定させて頂くこととなりますのでご了承ください。なお、改定料金は別途書面でお知らせいたします。

【医療保険での訪問看護を利用できる人】

主治医が訪問看護の必要を認めた方

- 1 介護保険の対象でない(非該当)方
- 2 介護保険対象者のうち、厚生労働大臣が定める疾病や、がん末期、急性増悪期(一時的に頻回の訪問看護が必要な旨の特別訪問看護指示書の交付を受けた場合)の方

【基本利用料金】

基本利用料		1割の方	2割の方	3割の方
訪問看護基本療養費(Ⅰ)(1日につき)				
イ 保健師、助産師、看護師、よる場合(ハを除く。)				
週3回まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合(月1回)	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
ニ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	5,550円	555円	1,100円	1,665円
訪問看護基本療養費(Ⅱ)(1日につき)(同一建物居住者)				
イ 保健師、助産師、看護師、による場合(ハを除く。)				
週3回まで	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週4日目以降	6,550円	655円	1,310円	1,965円
ハ 悪性腫瘍の利用者に対する緩和ケア、褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合(月1回)	12,850円	1,285円	2,570円	3,855円
ニ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合	5,550円	555円	1,110円	1,665円
訪問看護基本療養費(Ⅲ)				
外泊中の訪問看護	8,500円	850円	1,700円	2,550円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅰ)				
週3日目まで 30分以上	5,550円	555円	1,110円	1,665円
週3日目まで 30分未満	4,250円	425円	850円	1,275円
週4日目以降 30分以上	6,550円	655円	1,310円	1,965円
週4日目以降 30分未満	5,100円	510円	1,020円	1,530円
精神科訪問看護基本療養費(Ⅳ)				
外泊中の訪問看護	8,500円	850円	1,700円	2,550円
訪問看護管理療養費(1日につき)				
1 月の初日				
イ 機能強化型訪問看護管理療養費1	12,830円	1,283円	2,566円	3,849円

ロ 機能強化型訪問看護管理療養費2	9,800円	980円	1,960円	2,940円
ハ 機能強化型訪問看護管理療養費3	8,470円	847円	1,694円	2,541円
ニ イからハまで以外の場合	7,670円	767円	1,530円	2,300円
2月の2日目以降の訪問の場合(1日につき)				
イ 訪問看護療養費1	3,000円	300円	600円	900円
夜間・早朝・深夜加算				
夜間(18:00～22:00)	2,100円	210円	420円	630円
早朝(6:00～8:00)	2,100円	210円	420円	630円
深夜(22:00～6:00)	4,200円	420円	840円	1,260円
長時間訪問看護加算(週1日) (15歳未満の超重症児又は準超重症児の場合、別に厚生大臣が定める者にあつては週3回) ※特別管理加算の対象者、特別訪問看護指示書による訪問	5,200円	520円	1,040円	1,350円
難病等複数回訪問看護加算				
訪問2回/日	4,500円	450円	900円	1,350円
訪問3回以上/日	8,000円	800円	1,600円	2,400円
複数名訪問看護加算(必要時)				
イ 看護職員が他の看護師と(准看護師を除く) 1 / 週	4,500円	450円	900円	1,350円
ロ 看護職員が他の准看護師と 1 / 週	3,800円	380円	760円	1,140円
ハ 看護職員がその他職員と 3 / 週 (別に厚生労働大臣が定める場合を除く)	3,000円	300円	600円	900円
ニ 看護職員がその他職員と (別に厚生大臣が定める場合に限る)3/週				
1日1回	3,000円	300円	600円	900円
1日2回	6,000円	600円	1,200円	1,800円
1日3回以上	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
※その他職員:看護師等又は看護補助者				
複数名精神訪問看護加算(必要時)				
イ 看護職員が他の看護師等と(准看護師を除く)				
1日1回	4,500円	450円	900円	1,350円
1日2回	9,000円	900円	1,800円	2,700円
1日3回以上	14,500円	1,450円	2,900円	4,350円
ロ 看護職員が他の准看護師と				
1日1回	3,800円	380円	760円	1,140円
1日2回	7,600円	760円	1,520円	2,280円
1日3回以上	12,400円	1,240円	2,480円	3,720円
ハ 看護職員が看護補助者と 1 / 週	3,000円	300円	600円	900円
緊急時訪問看護加算※在宅診療医の指示により訪問月14日まで	2,650円	265円	530円	795円
緊急時訪問看護加算※在宅診療医の指示により訪問月15日以降	2,000円	200円	400円	600円
乳幼児加算(6歳未満)(1日1回)	1,300円		260円	
乳幼児加算(6歳未満・別に厚生労働大臣が定める者)(1日1回)	1,800円		360円	

訪問看護管理療養費の加算		1割の方	2割の方	3割の方
ロ 24時間対応体制加算(月1回)	6,520円	652円	1,300円	1,956円
特別管理加算Ⅰ(月1回)※厚生労働大臣が定める状態にある者	5,000円	500円	1,000円	1,500円
特別管理加算Ⅱ(月1回)※厚生労働大臣が定める状態にある者	2,500円	250円	500円	750円
退院時共同指導加算	8,000円	800円	1,600円	2,400円

特別管理指導加算(特別管理加算の方)	2,000円	200円	400円	600円
退院支援指導加算(退院当日の訪問)	6,000円	600円	1,200円	1,800円
退院支援指導加算(退院当日の長時間訪問:厚生労働大臣の定める者)	8,400円	840円	1,680円	2,520円
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)	2,000円	200円	400円	600円
在宅患者連携指導加算(月1回)	3,000円	300円	600円	900円
看護・介護職員連携強化加算(月1回)	2,500円	250円	500円	750円
訪問看護ベースアップ評価料(月1回)	7,800円	780円	1560円	2360円
訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)	500円	50円	100円	150円
特別地域訪問看護加算(ステーションの所在地からご利用者の居宅までの移動が1時間以上、かつ別に厚生労働大臣が定める地域に所在するご利用者様) 所定額の100分の50に相当する額				

訪問看護情報提供療養費				
1 訪問看護情報提供療養費1 (別に厚生大臣が定める疾病等の利用者・18歳未満の小児 当該市町村等・相談支援事業所・障害児相談支援事業所からの求めに 応じて)	1,500円	150円	300円	450円
2 訪問看護情報提供療養費2 保育所等・幼稚園・小・中・高等学校・義務教育校・中等教育学校 特別支援学校・高等専門学校・専修学校へ通園又は通学する者 当該学校等からの求めに応じて)	1,500円	150円	300円	450円
3 訪問看護情報提供療養費3 (保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院に入院、 入所する場合。ただし特別な関係を除く。)	1,500円	150円	300円	450円
訪問看護ターミナルケア療養費				
1 訪問看護ターミナルケア療養費1	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円
2 訪問看護ターミナルケア療養費2	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円
※死亡日及び死亡前14日以内に2回以上実施かつ支援体制について説明した上で実施した場合・退院支援指導加算の算定に係る療養上必要な指導を含む)				

【交通費】(保険対象外)

当ステーションから、ご利用者の居宅までの距離により以下の交通費を訪問の都度いただきます。
なお、ガソリン小売価格が著しい変動が生じた場合は予告の上、料金変更する場合がございます。

ステーションからの距離	片道 8 Km 未満	155円
	片道 8 Km 以上	310円

【その他保険適用外料金】

用 件	料 金
・吸引器レンタル 緊急時使用するため (常時必要と判断された場合はレンタルか購入していただきますようお願いいたします。)	1回 1,000円 / 1ヶ月以内
・エンゼルケア	10,000円
・介護用品等の実費・・・オムツ・使い捨て手袋・ガーゼ衛生材料等・お薬BOX等	

*なお「訪問看護指示書」の交付により文書料として自己負担が発生します。

*県障害者手帳(1～3級)をお持ちの方は療養費分からの現物給付が実施されています。

それに伴い訪問看護1日毎に250円の自己負担料金と交通費を請求させていただきます。

*その他受給者証等をお持ちの方、労災保険等をお使いの方は、お申し出くださいますようお願いいたします。